五　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
六　委員会の保有する情報の公開に関すること。
七　委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
八　原子力規制庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九　国会との連絡に関すること。
十　委員会の機構及び定員に関すること。
十一　委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
十二　委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
十三　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
十四　独立行政法人原子力安全基盤機構の組織及び運営一般に関すること。
十五　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定（原子力安全規制対策に関する部分に限る。次号において同じ。）の経理に関すること。
十六　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関すること。
十七　東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。
十八　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
十九　原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）における安全の確保に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教育及び研究に係るものを除く。）に関すること。
二十　委員会の情報システムの整備及び管理に関すること。
二十一　核燃料取扱主任者及び原子炉主任技術者の試験及び免状に関すること。
二十二　官報掲載に関すること。
二十三　委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総括に関すること。
二十四　前各号に掲げるもののほか、原子力規制庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（政策評価・広聴広報課の所掌事務）
第四条　政策評価・広聴広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　委員会の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（総務課及び技術基盤課の所掌に属するものを除く。）。
二　委員会の会議の庶務に関すること。
三　委員会の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
四　委員会の行政の考査に関すること。
五　広聴に関すること。
六　広報に関すること。
七　委員会の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。
八　委員会の所掌事務の処理状況の国会に対する報告及びその概要の公表に関すること。
九　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第六十六条の二第一項に規定する申告に関すること。
十　独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。

（国際課の所掌事務）
第五条　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　委員会の所掌事務に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。
二　委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

（技術基盤課の所掌事務）
第六条　技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　委員会の所掌事務に関する基本的な政策のうち技術に関するものの企画及び立案に関すること。
二　規制法の施行に関する基準の策定に関すること。
三　委員会の所掌事務に関する政策の基礎となる事項の調査及び研究に関すること。
四　原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の庶務に関すること。
五　原子力利用における安全の確保のための技術に関する研究の推進に関すること。

（原子力防災課の所掌事務）
第七条　原子力防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　原子力災害対策指針の案の作成その他の委員会の所掌事務に関する原子力事故による災害の防止に関すること（監視情報課及び安全規制管理官の所掌に属するものを除く。）。
二　原子力事故又は原子力施設に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関すること。
三　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
四　核燃料物質の防護のための規制に関すること。

（監視情報課の所掌事務）
第八条　監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の案の作成及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
二　原子力事故の状況及び原子力事故により放出された放射性物質の拡散の状況の把握、予測及び公表に関すること。
三　放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに関すること。

（安全規制管理官の職務）
第九条　安全規制管理官は、命を受けて、次に掲げる事務（他課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
一　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
二　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

第三章　課の内部組織等

（法務室及び業務管理室並びに企画官）
第十条　総務課に、法務室及び業務管理室並びに企画官二人を置く。
2　法務室は、委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
3　法務室に、室長を置く。
4　業務管理室は、人事、文書、会計その他の業務管理に関する事務をつかさどる。
5　業務管理室に、室長を置く。
6　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（企画官）
第十一条　政策評価・広聴広報課に、企画官一人を置く。
2　企画官は、命を受けて、政策評価・広聴広報課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（安全研究推進室及び企画官）
第十二条　技術基盤課に、安全研究推進室及び企画官一人を置く。
2　安全研究推進室は、原子力利用における安全の確保のための技術に関する研究の推進に関する事務をつかさどる。
3　安全研究推進室に、室長を置く。
4　企画官は、命を受けて、技術基盤課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（火災対策室、事故対処室及び核物質防護室並びに防災訓練推進官）
第十三条　原子力防災課に、火災対策室、事故対処室及び核物質防護室並びに防災訓練推進官一人を置く。
2　火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策に関する事務（事故対処室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　火災対策室に、室長を置く。
4　事故対処室は、原子力事故又は原子力施設に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関する事務をつかさどる。
5　事故対処室に、室長を置く。
6　核物質防護室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
二　核燃料物質の防護のための規制に関すること。
7　核物質防護室に、室長を置く。
8　防災訓練推進官は、原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練の企画及び立案に係る技術的助言に関する事務を行う。